

認定セミナーの認定申請手続きについて

1. 通達本文 I 5. (2) の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した認定申請者を提出しなければならない。

- ① 名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② セミナー等を行おうとする事務所の名称及び所在地
- ③ セミナー等の事務の開始の予定日

2. 上記 1. の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ① 認定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ② セミナー等の実施計画
- ③ 講師の力量を証する書類
- ④ セミナー等を実施する能力が十分であることを証する書類
- ⑤ 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ⑥ 申請者が法人の場合、定款又はこれに相当する法人の根本原則が明らかとなる書類